

「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託

仕様書

1 概要

J R高槻駅北側及び関西将棋会館前の既設のバス停標識柱を回収し、新規製作し設置を行う。

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 バス停標識柱設置場所一覧

No	名称	場所
1	J R高槻駅北 おりば①	高槻市芥川町地内
2	J R高槻駅北 おりば②	
3	J R高槻駅北 おりば③	
4	J R高槻駅北 おりば④	
5	J R高槻駅北 おりば⑤	
6	将棋会館前（北側）	
7	将棋会館前（南側）	



4 納入期限

令和9年2月26日（金）まで

5 業務内容

各標識柱に係る製作・設置及び既設物の回収

(1) 形状等

形状、寸法等は下記図面を基本及び目安とする。

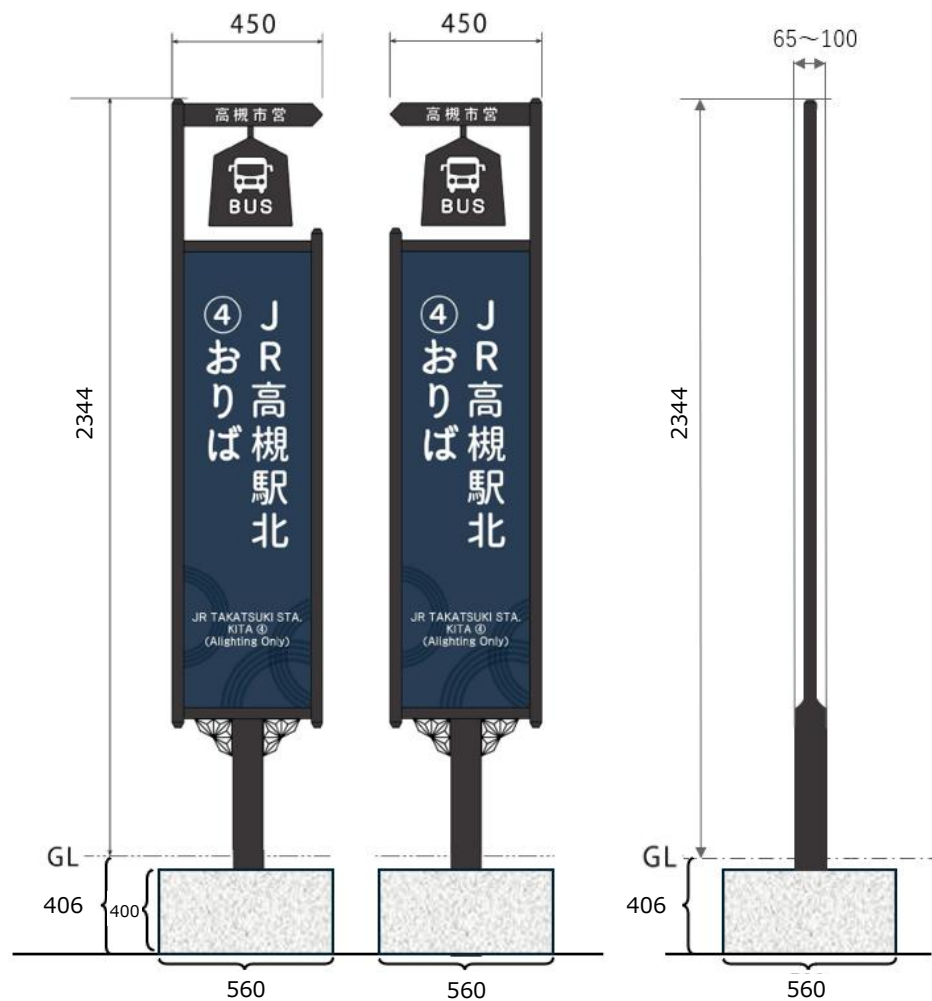
J R 高槻駅北側

(埋め込み型)

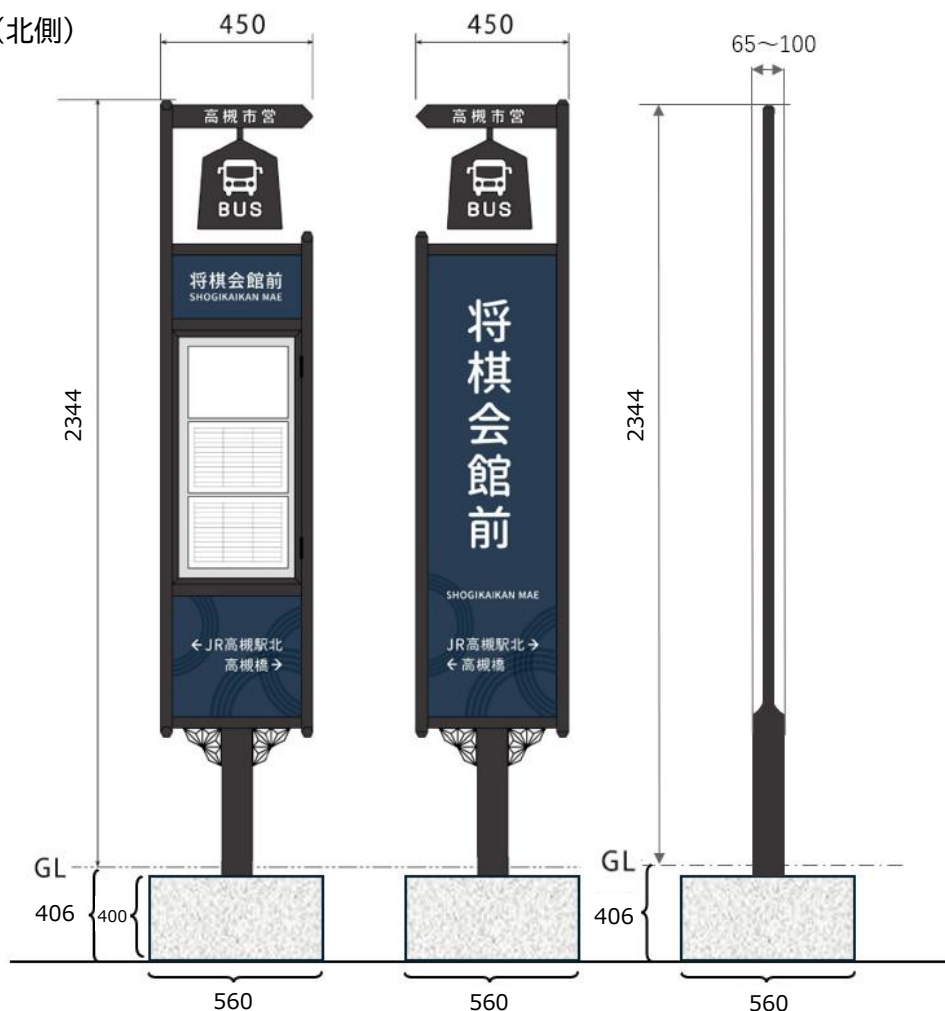
①～⑤おりば

(記載のデザインは

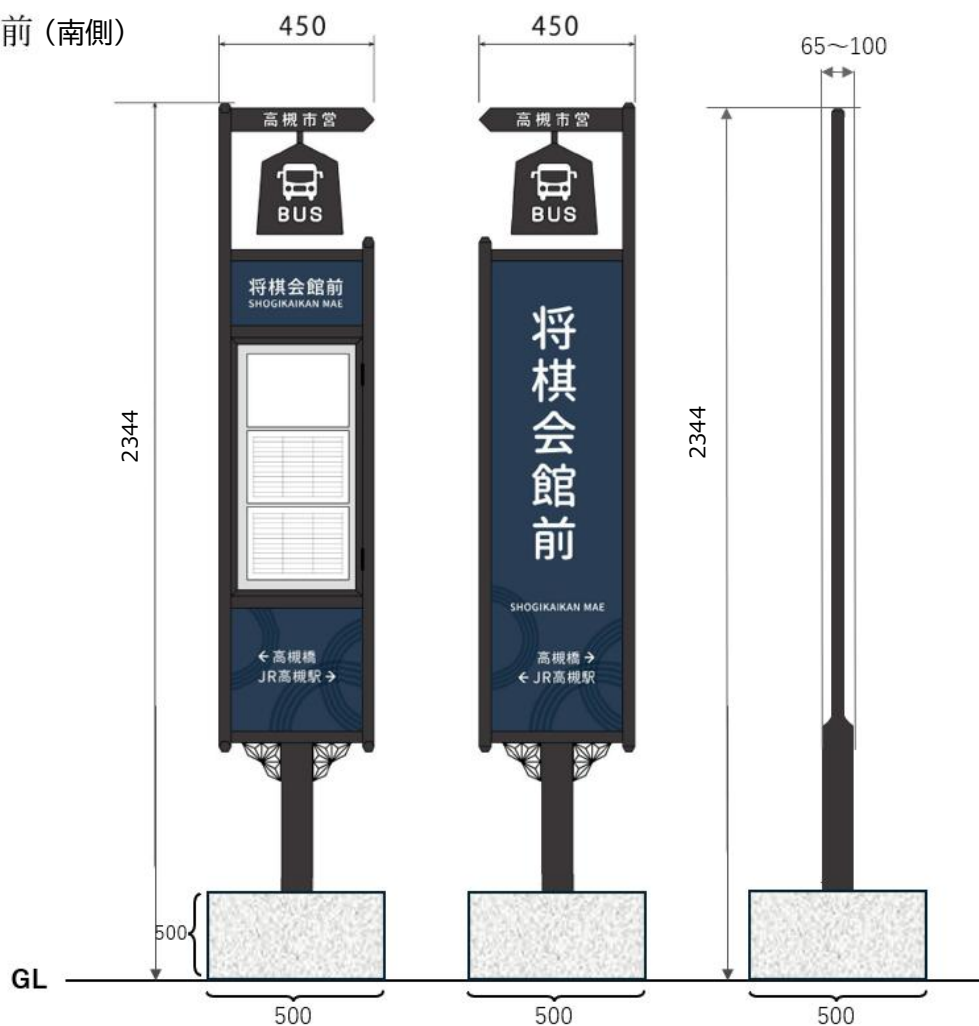
④おりば)



関西将棋会館前（北側）
（埋め込み型）



関西将棋会館前（南側）
（置き石型）



- (2) 数量
- ① J R高槻駅北側 5基（全て埋め込み型）
 - ② 関西将棋会館前 2基（埋め込み型：1基、置石型：1基）
- (3) デザイン、塗装
- ① (1)の図面を基本とする。
 - ② 校正は2回以上行うこと。
 - ③ 停留所名、位置及び数量は上記3及び(2)のとおりとする。
- (4) 標識柱本体
- ① 素材
ステンレス製またはアルミ製。
 - ② 塗装等
停留所名等の部分は屋外用シートにインクジェット等により塗布を行い、耐候性のあるもの。
- (5) 基礎
- ① コンクリート製で、風等の影響で倒れないものであること。
 - ② 基礎の形は、埋設物の影響により変更が必要な場合は発注者と協議すること。
- (6) 時刻表入れ
- ① 外寸（目安）：W300mm×H750mm×D20mm
 - ② 素材：ステンレス製またはアルミ製。
 - ③ 表示面：アクリル板等の蓋による開閉式（M8六角穴（レンチサイズ：6mm）に6mm六角レンチで施錠）であること。
 - ④ 風雨等に耐候性がある構造であること。
- (7) 設置
- ① 発注者の指定する場所に設置すること。
 - ② J R高槻駅北側おりば1・2、関西将棋会館前（北側）の計3ヶ所
基礎ごと標識柱を地中に据え付け、周囲をコンクリートで打設し、固定すること。舗装復旧については、現地の平板ブロック等を使用し、可能な限り原状復旧すること。
 - ③ J R高槻駅北側おりば3・4・5の計3ヶ所
基礎ごと標識柱を地中に据え付け、周囲に掘削土または良質土を戻し入れ固定すること。
 - ④ 関西将棋会館前（南側）の1ヶ所
既存の設置場所と同じ位置にて、置き石型を設置すること。
 - ⑤ 設置場所については、事前に現地を確認すること。
 - ⑥ 埋設物（上下水道、ガス、通信ケーブル等）に支障のない位置に設置すること。
- (8) 撤去・回収
- ① 製作した標識柱を設置し、既設停留所標識柱を撤去・回収すること。回収は、基礎部分も含むこととするが、J R高槻駅北側おりば1の標識柱は、地上部分のみの回収でも可とする。
 - ② 別位置に設置するものについては、既存の設置跡に掘削土を戻し入れること。ただし、J R高槻駅北側おりば1の既存の撤去後に端部処理を行うこと。
 - ③ 回収した既設停留所標識柱は交通部芝生営業所（高槻市芝生町4丁目3-1）へ運搬すること。
 - ④ 対象となる停留所は上記3のとおりとし、交通部への運搬は一括・分割納品は問わない。
- (9) その他
- ・ J R高槻駅北側おりば1・2、関西将棋会館前（北側）の計3ヶ所については夜間に設置及び回収を行うこと。
 - ・ 作業日時・乗り入れ車両の有無等を発注者と事前に協議し、業務を行うこと。
 - ・ 必ず作業前に工事スケジュール等を提出すること。
 - ・ 工事中は、歩行者・車両の安全を確保するため、カラーコーン、バリケード、誘導員等を適切

に配置すること。

- ・夜間作業を行う場合は、照明設備を設置し、周囲の安全を確保すること。
- ・工事車両の駐車位置は、交通の妨げにならない場所とすること。
- ・受注者は、標識柱の設置に関連する法令、条例、規則、規格等を遵守すること。
- ・施工、設置に関して必要とされる関係官公署への手続、道路使用申請等は、発注者の指示により、受注者が図面、工事箇所の現況写真等、届出に必要な書類等を作成し受注者が行う。
- ・発注者が指定する近隣マンション・組合等へ工事案内を事前に配布し周知すること。
- ・製作及び設置回収に係る運搬費用を価格に含むこと。
- ・設置及び回収の際は、道路や施設を傷つけないよう細心の注意を払うこと。また、万が一道や施設に損傷を加えた場合は受注者の責任において原状回復をすること。
- ・作成前に詳細な仕様・寸法が記載された図面データを提示し、寸法等について発注者と事前に協議すること。
- ・実績報告書を提出すること。
- ・本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上決定する。